

白翼騎士団 団内規約

第1章 所属

第1条（所属）

当団体と各団員は信頼関係にあるものとし、双方の合意に基づいて団体に所属することを認める。

第2条（所属の自由）

当団体は、各団員が当団体以外の団体と掛け持ちすることを認める。

第3条（所属解除の自由）

各団員は、例外を除き如何なる場合でも自由に脱退することが出来る。

第4条（所属解除の自由の喪失）

戦術任務特例の発令中、各団員は一切の所属解除の自由を喪失する。

第5条（幹部職者の所属解除）

幹部職者は団体運営の第一線を担うため、常に所属解除の自由を喪失している。これは第3条の例外である。また、第4条の延長に当たる。

第6条（更迭）

幹部職者が不祥事を起こし、団体に損害を与えた場合、更迭処分とする。更迭後は除名・降格のいずれかを議会で決定する。

第7条（除名）

幹部職者及び一般職者が重大な不祥事を起こし、多大なる損害を団体に与えた場合、除名処分とする。

第2章 役職

第8条（役職の設置）

当団体は、次条以下で定める役職の設置を義務とする。

第9条（幹部職）

幹部職とは、団体運営の第一線を担う重要人物である。

- ・代表
- ・副代表
- ・五神色
- ・四天候
- ・ナンバー付

※権限順

第10条（一般職）

一般職者は、団体の継続に欠かせない重要人物である。

- ・第一等団員
- ・第二等団員
- ・第三等団員

※権限順

第3章 権限

第11条（権限）

権限とは、団体活動時に職務を執行するための権利である。

主に幹部職と一般職で異なる。

第12条（最高権限）

当団体内の最高権限は、第9条で示した幹部職者からなる幹部議会及び第9条で示した一般職者からなる一般職委員会が有する。

第13条（運営権）

当団体を運営するに当たり、団員が故意に団体解散などが出来ないように運営権を定める。運営権とは、「団体設立権」「団体解散権」の2つがあり、幹部議会及び一般職委員会、代表・副代表以外の行使は認められない。

第14条（解散請求権）

当団体が他者及び団員に対し迷惑と思われる行為を行った場合、団員若しくは非団員が幹部議会に対し解散を請求することが出来る。

解散を請求された場合、幹部議会及び一般職委員会で議決を取り、各会で3分の2の賛成が取れた場合、白翼騎士団を解散する。※ここでいう非団員とは、白翼騎士団に一切関わりのない者を指す。

第4章 迷惑行為

第15条（迷惑行為の定義）

迷惑行為とは、「当団体に著しく損害を与える行為」「非団員若しくは他団体に著しく損害を与える行為」の2つに分ける。

第16条（当団体に著しく損害を与える行為）

当団体に著しく損害を与える行為は、「団員が団体に与える損害」と「非団員が団体に与える損害」がある。

団員が団体に損害を与えた場合は第6条に基づき除名。非団員が団体に損害を与えた場合は被疑者を敵とみなし宣戦を布告。戦術任務特例を発令する。

第17条（非団員若しくは他団体に著しく損害を与える行為）

非団員若しくは他団体に著しく損害を与える行為とは、当団体が他者に与える損害を指す。この場合、第6条に基づき除名処分とする。

第5章 補則

第18条（団内規約）

この団内規約は、本団体の運営に関する基本的事項を定めるもので、この団内規約に反する規約を新規に制定することはできません。

第19条（改正）

この団内規約を改正するときは、総幹部職者の3分の2以上の賛成を経て、代表がこれを公布します。

附則

第1条（施行決議）

この団内規約の最初の施行は、平成28年11月22日付で幹部議会の決定に基づき設置された運営会議がこれを行います。

第2条（施行期日）

この団内規約の最初の施行は、平成28年11月23日から施行します。